# 一 非正規雇用労働条件改善指導員による無料訪問相談等のご案内

# 「非正規雇用労働条件改善指導員」を活用してみませんか?

最近では、アルバイト・パートタイマー・契約社員・派遣社員・嘱託社員等と呼称される 非正規労働者が増加しており、全国的には全労働者の3分の1を占めているとも言われてい ます。

非正規労働者は、生活時間に応じた働き方が選択できるメリットがある反面、その就業形態から労働条件や安全衛生等の確保について懸念され、実際に職場でのトラブル(個別労働紛争)について、多くの相談が寄せられているところです。

栃木労働局では、非正規労働者を雇用している事業場の労務管理の適正化を図るために、 非正規雇用労働条件改善指導員を委嘱し、事業場や事業主団体を個別に訪問し、労働条件等 に関する相談や助言、法令の説明会(※事業主団体を対象)等を無料で行っています。

### ≪非正規雇用労働条件改善指導員とは…!?≫

非正規雇用労働条件改善指導員は、労働関係法令に関し知識と経験を有する者の中から、栃木労働局長が委嘱し、非正規労働者の労働条件・安全衛生に関する相談・助言を行います。

- ※具体的には、以下の業務を行います。
- ☆非正規労働者の労務管理の適正化及び安全衛生管理のための労使の自主的な取組に対する相談・助言を行います。
- ☆事業主団体を対象に、労働基準関係法令の説明会を行います。
- ☆その他、非正規労働者に関する労働基準関係法令等に係る相談・助言も行います。

#### ≪非正規雇用労働条件改善指導員の活用のメリットは…!?≫

非正規雇用労働条件改善指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、労使間のトラブルを未然に防止することができます。また、労働者の働きやすい環境を作ることにより、労使間の信頼関係を高め、労働者のやる気(モチベーション)を向上させることができます。

なお、非正規雇用労働条件改善指導員は、職務上知り得た秘密については、守秘義務を負っています。相談した内容が外部に漏れることはありませんので、ご心配なくご相談ください。

※ 裏面の『非正規雇用労働条件改善指導員利用申込書』に必要事項を記入していただき、FAXもしくは 郵送でお申込みください。

≪お問い合わせ先≫

栃木労働局 労働基準部 監督課

●320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎4階

TEL 028-634-9115 FAX 028-632-6585



# 厚生労働省 栃木労働局

お手数ですが、下記に必要事項をご記入の上、当課までFAXしてください。

非正規雇用労働条件	改善指導員	<b>利用申</b>	込書	ŧ	
		平成	年	月	日
事業場∙事業主団体名	i			_	
所 在 地				_	
電話番号	( )	_		_	
担当者名				_	
◎ 事業場・事業主団体の概要について					
事業内容					
※事業場の方はこちらを記入してください。	※事業主団体の	方はこちらを記	入してくが	どさい。	
労働者数 (非正規労働者数)	会員事業場数		社		
男性 人 ( 人) 女性 人 ( 人)	最も多い業種	(	業	)	
<b>◎ 相談したい内容について</b> (□に"√"を付してくださる。	:(\ <sub>o</sub> )				
□ 有期労働契約について □ 改正法を含め	た労働関係法令全	般について			
□ パート労働者等の非正規雇用労働者の安全	≧衛生				
□ パート労働者等の非正規雇用労働者の労務	務管理				
□ その他(				)	
<ul><li>◎ 訪問日について</li></ul>					
お申し込みいただいた後、非正規雇用労働条件改善指導員	員よりご担当者様あて	にご連絡させてし	ハただき、	双方σ	都合
を調整の上、訪問日を決定いたします。					
(担当) 栃木労働局 労働基準部 監督課 TEL	028-634-91	15 FAX 028	-632	-658	5
<b>〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇</b>	\$\$\$ 2地方合同庁	· <b>舎</b>			

《個人情報の取り扱いについて≫

本申込みに関して取得された個人及び事業場・事業主団体における情報等については、本申込みに関わる事務にのみ使用し、当該個人及び事業場・事業主団体の許可なく目的外に使用・提供しません。

## 非正規雇用労働条件改善指導員より一言メッセージ

是非、この機会を積極的にご利用いただき、事業場または事業主団体における会員事業場等において、トラブルがない明るく働きやすい職場環境の構築にお役立てください。